

岡崎市原爆被爆者健康管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原爆被爆者の健康管理のための被爆地での健康診断の受診に必要な交通費等の経費に対し、予算の範囲内において交付する岡崎市原爆被爆者健康管理補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「原爆被爆者」とは、岡崎市内に住所を有する広島市又は長崎市において原子爆弾の投下により被爆した者で、被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証を有する者をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、原爆被爆者本人とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金は、原爆被爆者の健康管理のため、愛知県が健康診断の業務を委託する広島市又は長崎市の病院における受診のための旅費及び宿泊に要する経費とし、一人当たり40,000円を限度とする。ただし、食糧費は補助対象とはしない。

(補助金額の端数処理)

第6条 前条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、健康診断受診前に、規則第5条の規定に基づき市費補助金交付申請書を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、規則第6条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、規則第7条の規定に基づき市費補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の確定)

第8条 申請者は健康診断受診後、規則第10条の規定に基づき別に定める市費補助金実績報告書に第5条に規定する健康診断を受診した事を証する証明書、宿泊費及び交通費の領収書を添えて、受診の日から60日以内(60日以内に交付決定に係る年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで)に市長に提出するものとする。

2 市長は、実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは補助金額の確定を行い、市費補助金確定通知書によりその旨を申

請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金額の確定を受けた者は、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、指定する金融機関の口座へ補助金の振込を速やかに行うものとする。

(不当利得の徴収)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第12条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 岡崎市原爆被爆者の会補助金交付要綱は平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。